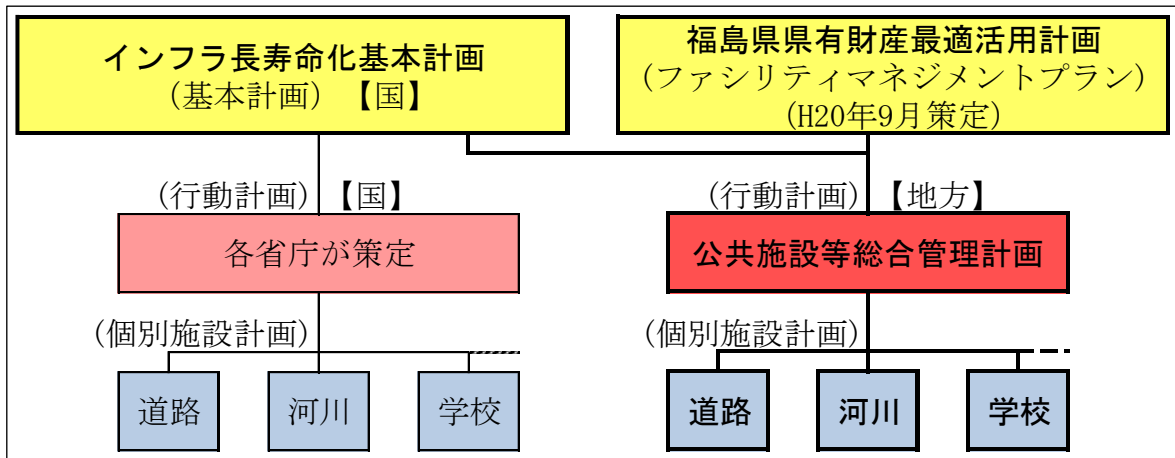


福島県公共施設等総合管理計画【概要版】

第1 計画策定の趣旨及び位置付け

公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針（総務省通知）に基づき策定

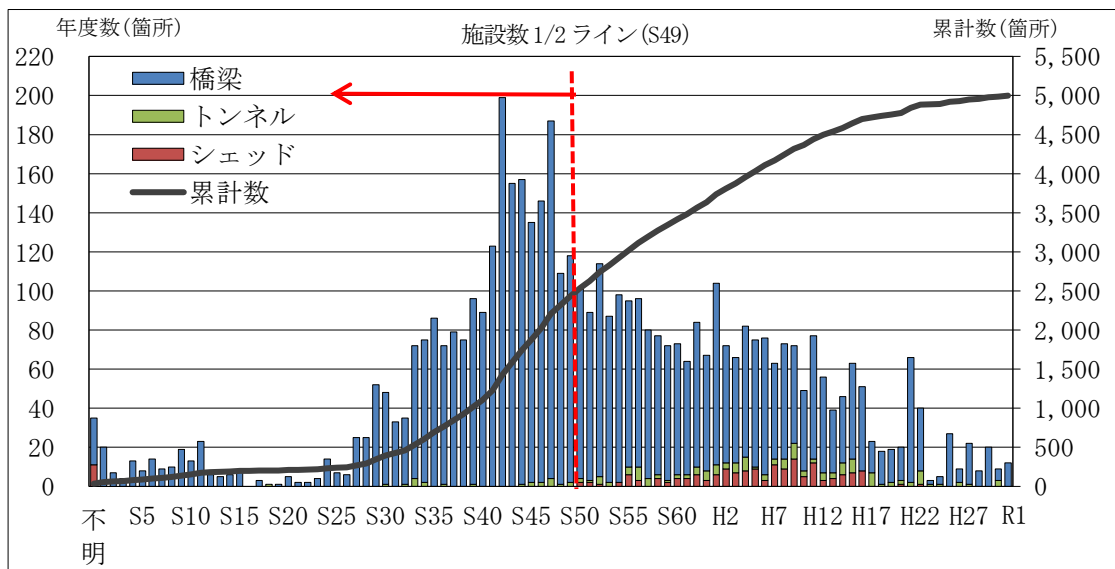


第2 公共施設等の現況及び将来の見通し

1 公共施設の現況

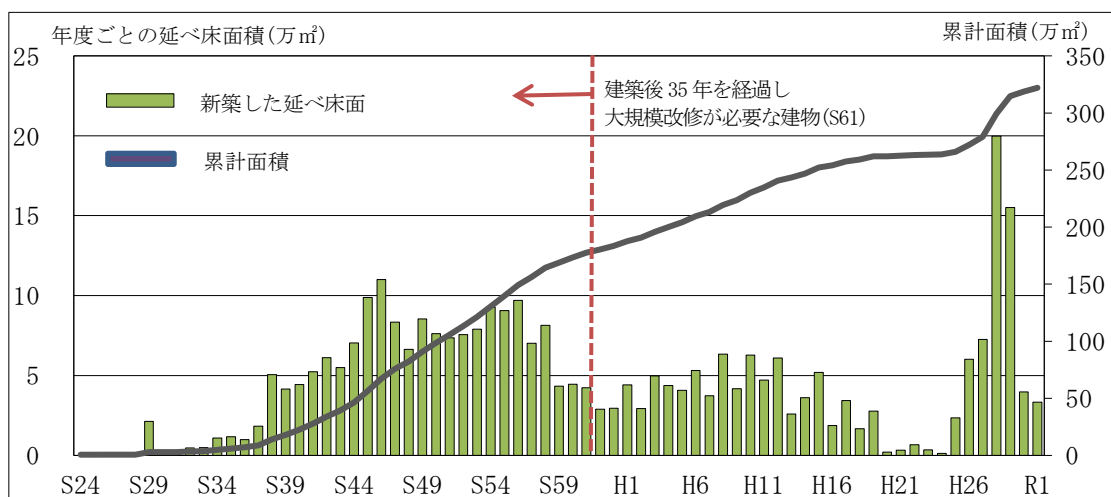
(1) インフラ施設（道路施設）

建設年度ごとの道路施設数の推移



インフラ施設（道路施設）の建設年度ごとの施設数をみると、戦後の高度経済成長期である昭和30年代から急増し、全体の半数以上が建設後40年を経過する施設となっています。

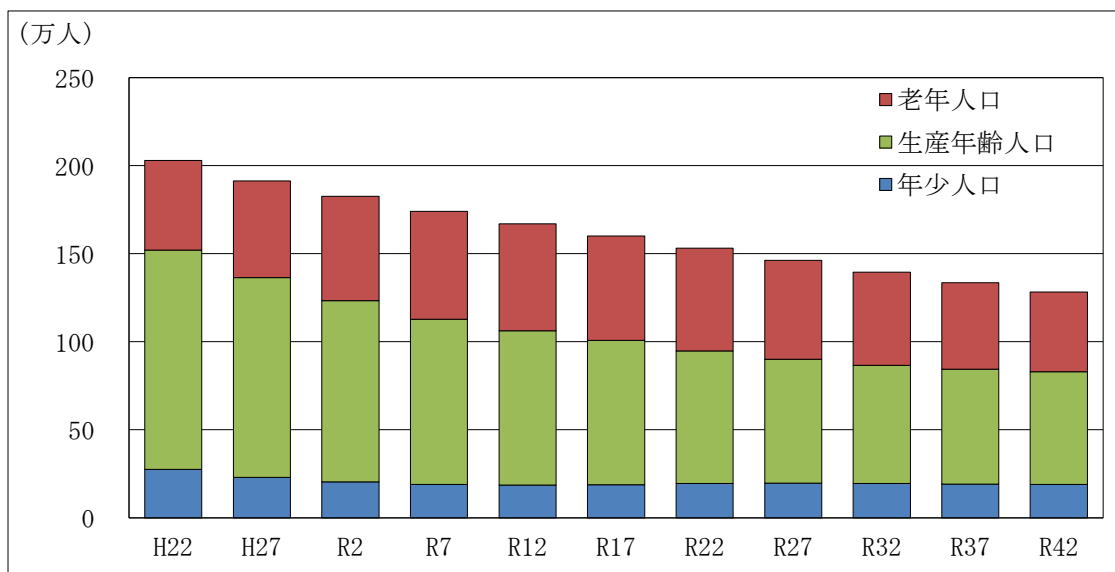
(2) 建物施設（庁舎、学校等）
 建築年度ごとの新築された建物の延べ床面積の推移



戦後の高度経済成長期である昭和 30 年代から急増し、全体の半数以上が築 30 年を経過する建物となっています。

なお、平成 26 年から平成 29 年にかけて急増しているのは、東日本大震災に係る公営住宅の増加が要因となっています。

2 総人口や年代別人口の今後の見通し
 人口の推移と今後の見通し



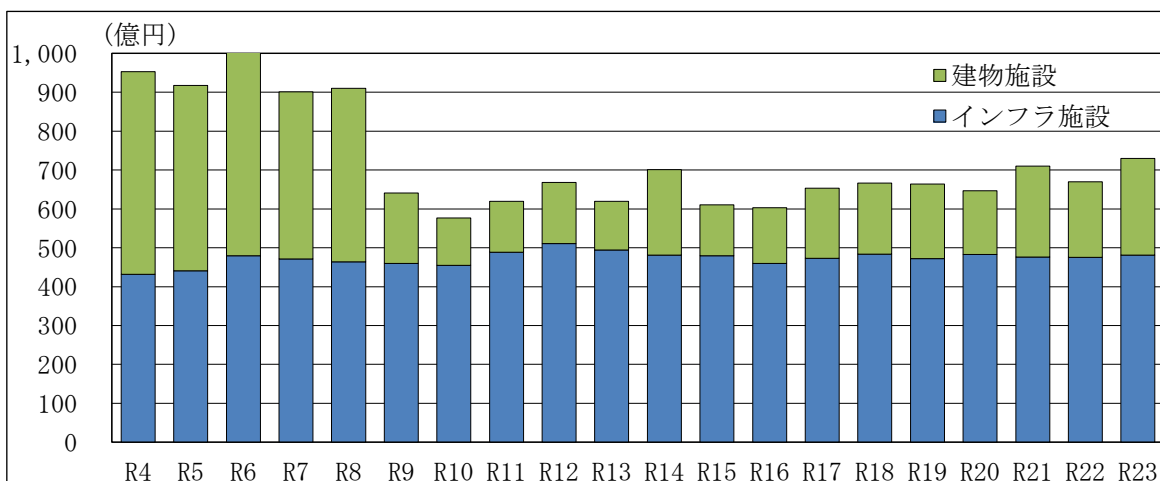
本県の人口は約 214 万人（平成 9 年）をピークに、減少の一途を辿っています。「福島県人口ビジョン」（令和元年 12 月更新（平成 27 年 11 月策定））では、「県民の希望出生率を 2.11」及び「令和 12 年に社会動態を±ゼロ」を実現した場合、福島県の人口は令和 22 年に 153 万人、長期的には令和 42 年に 128 万人となる見通しとなっています。

また、その内訳をみると、生産年齢人口は今後も減少が続き、令和 42 年には平成 27 年の生産年齢人口の 56%（114 万人→64 万人）になると予測されています。

今後、人口減少に対応した公共施設等のあり方を検討していく必要があります。

3 公共施設等の維持管理・修繕・更新等に係る中長期的な経費の見込みや財政状況

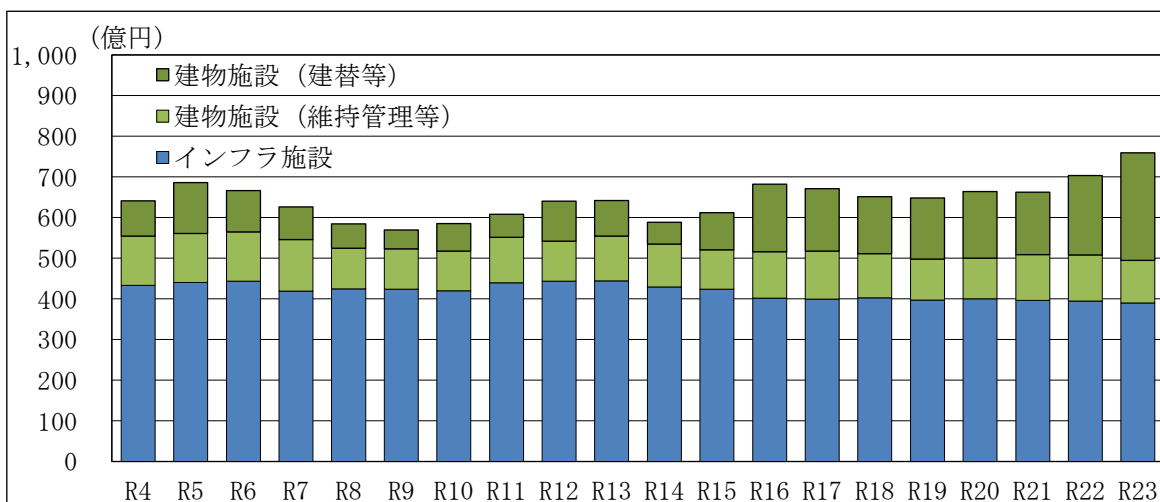
(1) 事後保全型による経費の見込み



インフラ施設については、清掃・点検や従前の機能まで回復するための維持管理・修繕費が主な経費となっています。

建物施設については、耐用年数40年を超えた施設の更新時期が令和8年度まで集中するため、その間の経費が多くなります。

(2) 予防保全型による経費の見込み



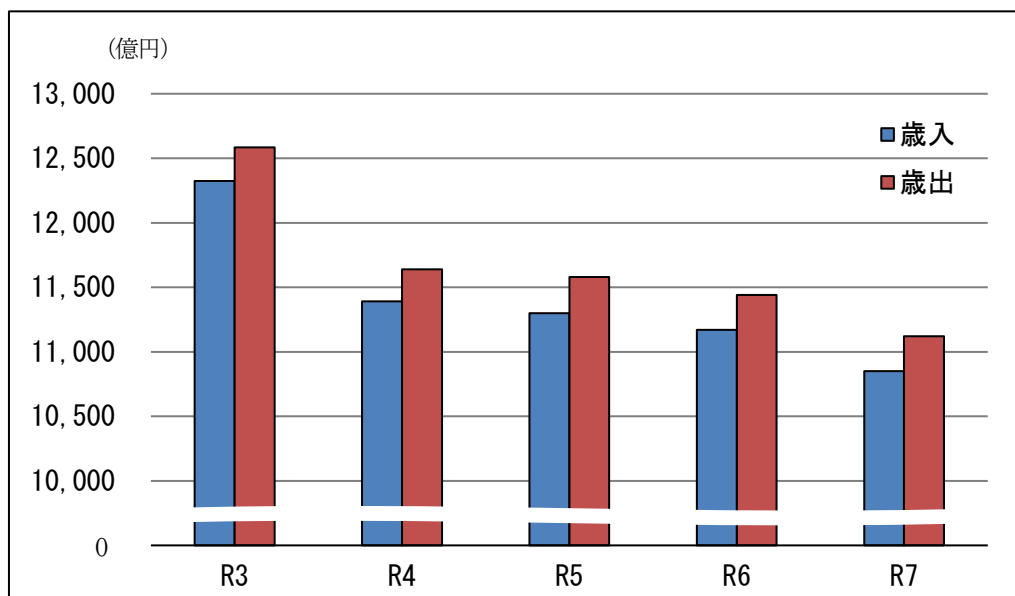
インフラ施設については、各施設の重要度や緊急性を踏まえ、長寿命化に必要な保全作業等を行い適切に管理します。

建物施設については、長寿命化に必要な予防保全の対策を講じて70年間使用します。

建物・インフラ施設を合わせて事後保全型と比較すると、維持管理・修繕・更新等に経費の削減・平準化が図られます。

今後30年間で予防保全型が事後保全型より維持管理・更新等に係る経費が約12%減となります。

(3) 財政状況 中期財政見通し



本県の財政状況は、第2期復興・創生期間において、複合災害からの復興を着実に進めていくことに加え、近年、台風や地震などの自然災害に加え、新型コロナウイルス感染症など幾重もの困難に直面しており、持続可能な財政運営の重要性が一段と増しています。

令和4年度から令和7年度の各年度において、最大280億円程度の財源不足が生じると見込まれています。今後も中長期的な財政負担の軽減・平準化を図っていく必要があります。

第3 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1 対象施設

本県が所有又は管理する全ての公共施設等

2 計画期間

令和8年度まで

3 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

県有財産最適活用推進委員会(構成員:各部局主管課長等)において、情報共有を図る。

4 現状や課題に関する基本認識

維持管理・修繕等の計画的な実施、社会情勢の変化への対応、財政負担の軽減・平準化が必要であること。

5 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

性能の向上、長寿命化、維持管理経費の縮減、施設総量の適正化を図り、公共施設等のサービスの向上を目指す。

第4 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

第3の基本的な方針に基づき、道路、河川等の施設類型ごとに現状や課題に関する基本認識や管理に関する基本的な方針を記載する。